

## ケアハウス 和（なごみ）の利用料について

1人1ヶ月あたりの利用料は、<サービスの提供に要する費用><生活費><居住に要する費用>の合計額です。基本的に入居一時金はいただきず、月々<居住に要する費用>として家賃相当額を徴収する、分割支払い方式を基準としています。希望により併用支払い方式（注1）も用意しております。

冬期間（11月～3月の5ヶ月間）暖房費として6,945円が毎月加算されます。

<サービスの提供に要する費用>は、入居者様の収入に応じて以下のようになります。

### 令和5年4月現在

	対象収入による区分	利用料			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	
1	1,500,000円以下	10,000円	46,607円	56,650円	113,257円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円			116,257円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円			119,257円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円			122,257円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円			125,257円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円			128,257円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円			133,257円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円			138,257円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円			143,257円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円			148,257円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円			153,257円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円			160,257円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円			167,257円
14	2,700,001円以上	67,700円			170,957円

※ 上記のほか、以下の費用は入居者様個人の負担となります。

◎ 居室の電気料金、上下水道の基本料金（水道基準料金1ヶ月880円、下水道基本料金1ヶ月1,190円平成21年6月1日現在）、居室に電話を設置した場合の電話料金等

◎ 介護サービスを利用した分の費用

※ この表の「対象収入」とは、前年の収入（1月より12月）から所得税・市民税・県民税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入になります。

※ 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入を合算し、必要経費を控除して合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合は夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額は、上記の額から30%減額します。

（注1）併用支払い方式の場合、入居一時金をお預かりし20年の月割りで償却させていただきます。居住に要する費用の月額より減額いたします。20年未満でご退居された場合は在居期間に応じて入居一時金を返還いたします。